

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

茨城県知事 殿

提出者

住所 茨城県日立市幸町三丁目

氏名 株式会社日立製作所 日

事業所長 町田 浩

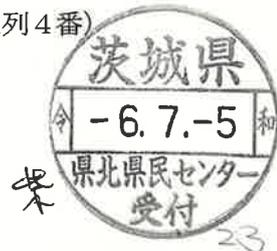
(法人にあつては、名称及び代表者

電話番号 0294-55-0400

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社日立製作所 日立事業所
事業場の所在地	茨城県日立市幸町三丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気機械器具製造業
②事業の規模	30,806,897千円
③従業員数	872人(令和6年3月31日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	別紙2のとおり	t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物削減を進めるため、毎年廃棄物の発生抑制、削減計画を作成し実行している。 ・廃棄物削減分科会を開催し発生抑制、削減を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	別紙2のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを推進し、更に廃棄物の発生抑制及び削減を進めていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・強酸、引火性廃油、PCB等について分別を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特別管理産業廃棄物の種類毎に分別及び保管を今後も徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
—			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)			
—			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
—			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理委託基準に従って適正処分や管理ができる業者を選定し契約を取り交わしている。</li> <li>・再生利用業者への委託拡大を実施している。</li> <li>・廃棄物収集運搬及び処分業者の定期現地調査を実施している。</li> <li>・電子マニフェストを適用している。</li> <li>・一部の廃棄物について優良認定処理業者に処理委託している。</li> </ul>			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	別紙2のとおり t t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり t t
	再生利用者への処理委託量	別紙2のとおり t t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり t t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生量削減を推進する。</li> <li>・再生利用者への委託を継続する。</li> <li>・廃棄物収集運搬及び処分業者の定期現地調査を継続する。</li> <li>・電子マニフェスト適用を継続する。</li> <li>・可能な限り優良認定処理業者に委託する。</li> </ul>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	107.94 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェスト適用を継続する。</li> </ul>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

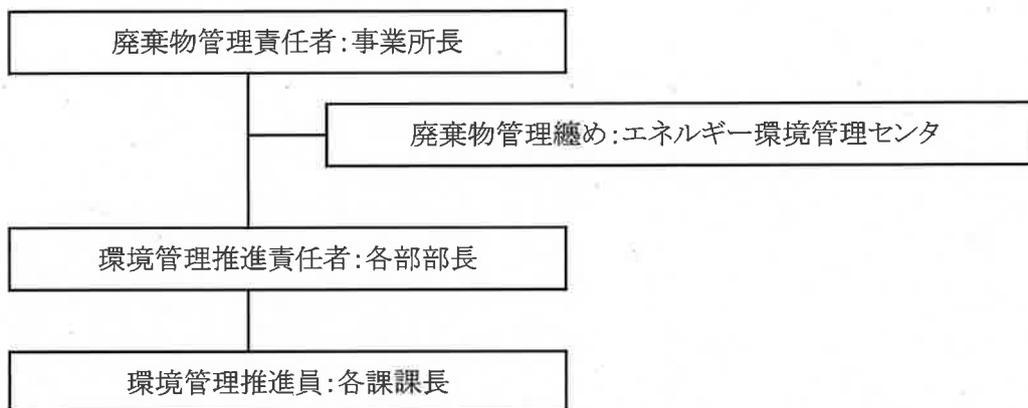
別紙1

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

< 特別管理産業廃棄物 >

廃棄物の種類	中間処理方法	処理後の廃棄物
引火性廃油	焼却	再生利用
引火性廃油	油水分離・混合・混練	再生利用
廃PCB等	洗浄、分離、分解	再生利用

廃棄物の処理に関わる管理体制図



特別管理産業廃棄物処理計画書内訳 (前年度 (令和5年度) 実績)

(単位: トン)

特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
					自ら再生利用を行った産業廃棄物の量②	自ら熟回収を行った産業廃棄物の量③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量④	全委託量 (①)-(②)+(③)+(④))	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用者への処理委託量	認定熟回収業者への処理委託量
引火性廃油	排出量① 3.45	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.45	2.58	3.45	0.00	0.00
廃アルカリ (PH12.5以上)	3.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.90	0.00	3.90	0.00	0.00
廃PCB等	107.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	107.94	0.00	107.94	0.00	0.00
合計	115.29	0	0	0	0	0	115.29	2.58	115.29	0.00	0.00

特別管理産業廃棄物処理計画書内訳 (今年度目標値)

(単位: トン)

特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
					自ら再生利用を行った産業廃棄物の量②	自ら熟回収を行った産業廃棄物の量③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量④	全委託量 (①)-(②)+(③)+(④))	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用者への処理委託量	認定熟回収業者への処理委託量
引火性廃油	排出量① 5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.00	5.00	5.00	0.00	0.00
廃PCB等	642.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	642.00	0.00	642.00	0.00	0.00
合計	647.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	647.00	5.00	647.00	0.00	0.00